

平成 1 9 年

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

第 1 回臨時会会議録

平成 1 9 年 3 月 3 0 日 開会
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年第1回和歌山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会

議事日程（第1号）

平成19年3月30日（金曜日）

- 日程第 1 議長の選挙について
- 日程第 2 副議長の選挙について
- 日程第 3 議員提出議案第1号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について
- 日程第 4 議席の指定について
- 日程第 5 会議録署名議員の指名について
- 日程第 6 会期の決定について
- 日程第 7 議案第 1号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第 2号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第 3号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 10 承 第 1号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合の事務所の位置を定める条例）
- 承 第 2号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例）
- 承 第 3号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合公告式条例）
- 承 第 4号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員条例）
- 承 第 5号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例）
- 承 第 6号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療広域連合行政手続条例）
- 承 第 7号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県後期高齢者医療

広域連合情報公開条例)

- 承 第 8 号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例)
- 承 第 9 号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例)
- 承 第 10 号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例)
- 承 第 11 号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例)
- 承 第 12 号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例)
- 承 第 13 号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例)
- 承 第 14 号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例)
- 承 第 15 号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例)
- 承 第 16 号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例)
- 承 第 17 号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例)
- 承 第 18 号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例)
- 承 第 19 号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例)
- 承 第 20 号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合の広域連合長等の報酬及び費用弁償等に関する条例)
- 承 第 21 号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医

療広域連合職員の給与等に関する条例)

- 承 第 2 2 号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例)
- 承 第 2 3 号 専決処分の承認を求めることについて(和歌山県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について)
- 承 第 2 4 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 1 8 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算)
- 日程第 1 1 議案第 4 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 5 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 6 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合財政状況の作成及び公表に関する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 7 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 8 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 9 号 和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合への和歌山県後期高齢者医療広域連合の加入について
- 日程第 1 7 議案第 1 0 号 平成 1 8 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 1 8 議案第 1 1 号 平成 1 9 年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 1 9 議案第 1 2 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 2 0 議案第 1 3 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 2 1 議案第 1 4 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 2 2 議案第 1 5 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき

議会の同意を求めることについて

日程第 2 4 和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

会議に付した事件

日程第 1 議長の選挙についてから

日程第 2 4 和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙についてまで

出席議員（29名）

1 番	寺 井 富 士 君	2 番	森 田 昌 伸 君
3 番	黒 原 章 至 君	4 番	岩 田 弘 彦 君
5 番	田 中 賢 司 君	6 番	向 井 孝 行 君
7 番	小 川 浩 樹 君	8 番	下 浦 芳 史 君
9 番	竹 村 広 明 君	10 番	山 下 久 美 子 君
11 番	折 口 左 近 君	12 番	西 林 武 仁 君
13 番	福 井 健 次 君	14 番	平 野 一 夫 君
15 番	由 良 祥 治 君	16 番	中 山 美 輝 夫 君
17 番	佐 々 木 裕 哲 君	18 番	中 島 孝 義 君
19 番	清 水 正 巳 君	20 番	上 野 諭 君
21 番	森 下 弘 君	22 番	井 上 光 博 君
23 番	藤 原 覚 君	24 番	楠 本 隆 典 君
25 番	池 口 公 二 君	26 番	福 山 征 兒 君
27 番	寺 本 眞 一 君	29 番	佃 奈 津 代 君
30 番	城 健 也 君		

欠席議員（2名）

28 番	三 原 勝 利 君	31 番	角 将 範 君
------	-----------	------	---------

説明のための出席者

広域連合長	玉置三夫君	副広域連合長	山田五良君
副広域連合長	奥田貢君	代表監査委員	貴志仁君

事務局職員出席者

事務局長	平野博章	事務局次長	梅本修司
総務課長	田中友喜	業務課長	増谷弘一
業務課 課長補佐	石谷正哉	総務課 課長補佐	玉置昌彦
総務課主査	狩谷賢一	業務課主査	白樫芳昭

午後 1 時 3 2 分 開議

事務局 事務局から申し上げます。

本議会は和歌山県後期高齢者医療広域連合設立後の初めての議会でございます。したがって、議長が選出されますまで地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中から年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。本日の出席議員の中で、中山美輝夫議員が年長の議員でございますので、ご紹介を申し上げます。

臨時議長をよろしく願います。

臨時議長 ただいまご紹介をいただきました広川町の中山美輝夫でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。座って議事を進めてさせていただきます。

ただいまの出席議員は29名であります。よって定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年3月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、議事の進行につきましては和歌山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則が制定されておられませんので、今議会に議員提出議案第1号として提案されます会議規則（案）に準じて進行したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

臨時議長 ご異議なしを認めます。

よって、議事の進行につきましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（案）によって進めさせていただきます。

議事日程はお手元に配布しているとおり全日程が記載されていますが、議長選挙までこの日程により議事を進行したいと思います。以後の日程につきましては、新議長が進行されますのでご了承願います。

この際、仮議席を指定いたします。

仮議席はただいまの着席の議席を指定いたします。

ここで、広域連合長から初議会の招集に当たってのあいさつを求められていますので、これを許可いたします。

広域連合長、玉置三夫君。

〔連合長 玉置三夫君 登壇〕

連合長 本日、広域連合が設立して最初の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の初議会

でございます。臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私にわたり大変ご多忙な中をご参集いただき、まことにありがとうございます。本広域連合が本年2月1日に設立され、県内の全市町村長の皆様の温かいご支援により、初代広域連合長に就任いたしました。まことに光栄であり、その使命と職責の重さを痛感しているところでございます。また、設立に当たりましては皆様方の各議会での広域連合規約の議決等に多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

広域連合が設立されて、早いもので2カ月が経過いたしますが、この間に広域連合議会議員の選挙が執行されるなど広域連合の体制も固まりつつございます。本日ご参集の議員の皆様にはそれぞれの市町村議会において選挙され、広域連合議会議員にご就任されましたこと、心からお喜び申し上げます。

さて、昨年6月、国会において医療制度改革関連法が成立し、平成20年4月からは現行の老人保健制度に変わり、75歳以上の後期高齢者を対象とする後期高齢者医療制度が新たに創設されます。本広域連合の制度施行時の被保険者は、約14万2,000人を見込んでおりますが、県内では政管健保に次ぐ大きな医療保険者となり被保険者の方々の医療を担う本広域連合の果たす役割は非常に大きなものと存じます。今後、本広域連合では保険料の賦課決定、医療の給付等の事務を行うこととなりますが、県内の全市町村の皆様と力を合わせ、後期高齢者医療制度が円滑に実施できるよう全力で取り組んでまいりたいと決意を新たにしているところでございます。議員の皆様方には今後さまざまな部分でご理解、ご協力、またご支援をいただかなければならないことが多々出てこようかと思っておりますが、どうか今後ともよろしくお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

今回の臨時会におきましては、専決処分の承認24件、条例に関するもの5件、予算に関するもの2件、その他9件についてご審議をお願いするものでございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、招集のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

臨時議長 続きまして、日程第1、「議長の選挙について」を議題といたします。

選挙の方法といたしましては地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選の方法がありますが、本件については指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

それではお諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名いたします。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長に森田昌伸君を指名いたします。ただいま指名しました森田昌伸君を和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、森田昌伸君が、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長に決定いたしました。森田昌伸君がただいま議長に当選されました。森田昌伸君が議場におられますので、本席から当選を告知いたします。

森田昌伸君、登壇願います。

〔森田昌伸君 登壇〕

議長 一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま皆様方の温かいご推挙により、初代の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の議長の要職に就任させていただくことになりました。限りなく身に余る光栄でございます。その使命の職責の重大さを痛感するとともに、皆様方に温かく厚く御礼申し上げる次第でございます。

本日は、広域連合設立後初めての議会ということでありますので、組織、人事、給与、財務など、本広域連合の組織に関する基本的な案件についてご審議をいただくこととなります。まことに不慣れではございますが、議長として一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、円滑な議事運営進行につきまして、皆様方の特段のご配慮とご協力、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ですが、就任のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

臨時議長 それでは、議長が決まりましたので、私の臨時議長の職務を終わります。皆様、ご協力ありがとうございました。

森田議長、議長席にお願いいたします。

〔臨時議長自席へ、議長着席〕

議長 先ほど臨時議長から議長の選挙後の議事日程につきましては、新議長が決まってから進行されたいとのことですので、お手元に配布いたしておりますとおり本日の日程に議事日程第1号の1を追加いたします。

それでは、日程第2、「副議長の選挙について」を議題とします。

選挙を行います。選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条の規定により、投票による方法と指名推選の方法がありますが、本件については指名推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長選挙の方法は指名推選と決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。指名の方法につきましては議長において指名することにしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、寺本眞一君を指名いたします。

ただいま指名いたしました寺本眞一君を、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、寺本眞一君が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会副議長に決定いたしました。寺本眞一君が副議長に当選されました。寺本眞一君が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

寺本眞一君、登壇願います。

〔寺本眞一君 登壇〕

副議長 那智勝浦町の寺本でございます。一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま議員各位の皆様のご厚情によりまして、副議長に就任させていただくことになりました。身に余る光栄でございます。本当にありがとうございました。この上は議長の補佐役として誠心誠意努力してまいり所存でございますので、今後とも何かと一層のご鞭撻、ご指導をよろしく賜りますことを心よりお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 ありがとうございます。

この際、広域連合長から祝辞のための発言を求められていますので、これを許可します。

広域連合長、玉置三夫君。

〔連合長 玉置三夫君 登壇〕

連合長 一言お祝いの言葉を述べさせていただきます。

本日、先ほどの議長選挙、副議長選挙におきまして、和歌山県後期高齢者医療広域連合設立後の広域連合議会の初代議長に森田昌伸議員、そして副議長に寺本眞一議員がそれぞれ就任されました。お二方のご就任を心からお喜び申し上げます。

去る2月1日、和歌山県内全市町村が加盟した広域連合が設立されてから、早くも2カ月が経過いたしました。本日、初代の議長にご就任されました森田議長、それから寺本副議長、そして議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りながら、これからの広域連合の運営に鋭意努力を重ねてまいり所存でございます。今後ともより一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、お祝いの言葉に代えさせていただきます。ありがとうございました。

議長 次に、日程第3、議員提出議案第1号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について」を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

1番、寺井富士君。

〔1番 寺井富士君 登壇〕

寺井議員 ただいま上程されました議員提出議案第1号について、地方自治法第112条第1項の規定により提出いたします。

賛成者は、竹村広明議員、佃 奈津代議員であります。

議員提出議案第1号は、地方自治法第292条の規定により準用する同法第120条の規定に基づき、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の運営に関し、会議規則を制定するものでございます。

ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 ただいまから、議員提出議案第1号に対する質疑に入ります。
質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論なしということで、討論を終結し、採決に入ります。

議員提出議案第1号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、「議席の指定について」を議題とします。

議席は、議長において指定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、各議員の議席は、お手元に配布いたしております議席表のとおり指定いたします。

次に、日程第5、「会議録署名議員の指名について」を議題とします。

本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により議長において、10番山下久美子君、
30番葛城健也君、以上2君を指名します。

次に、日程第6、「会期の決定について」を議題といたします。

今議会の会期は、本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第7、議案第1号の「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につ
つき、議会の同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

広域連合長、玉置三夫君。

〔連合長 玉置三夫君 登壇〕

連合長 ナンバー2の議案書の1ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案第1号は、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第11条第1項で、広域連合に広域連合長及び副広域連合長3人を置く。また12条第4項では、副広域連合長は関係市町村の長のうちから広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、これを選任する等の規定に基づき、本広域連合の副連合長として、みなべ町長の山田五良君を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。何とぞご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 これより議案第1号を直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

これより採決に入ります。議案第1号は、山田五良君に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、これを同意することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第2号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

広域連合長、玉置三夫君。

〔連合長 玉置三夫君 登壇〕

連合長 ただいま上程されました議案第2号は、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第11条第1項及び同規約第12条第4項の規定に基づき、本広域連合の副連合長として、橋本市長の木下善之君を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。何とぞご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 これより議案第2号を直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

これより採決に入ります。議案第2号は、木下善之君に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、これを同意することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第3号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

広域連合長、玉置三夫君。

〔連合長 玉置三夫君 登壇〕

連合長 ただいま上程されました議案第3号は、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第11条第1項及び同規約第12条第4項の規定に基づき、本広域連合の副連合長として北山村長の奥田貢君を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 これより議案第3号を直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

これより採決に入ります。議案第3号は、奥田貢君に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、これを同意することに決定いたしました。

ここで、副広域連合長の出席を求めることにいたします。なお、橋本市長の木下善之君は公務のため欠席いたしておりますので、ご了承願います。

〔副連合長入場・着席〕

議長 ご出席をいただきました副広域連合長の山田五良君、及び奥田貢君からあいさつのための発言を求められていますので、これを許可します。

まず、山田五良君。

〔副連合長 山田五良君 登壇〕

山田副連合長 議長からお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま、当議会におかれまして、副広域連合長に就任同意を賜りましたみなべ町長の山田五良でございます。まことに身に余る光栄であると同時に、大変な重荷を感じておりまし

て、感謝している次第であります。

この新設なった広域連合をスムーズに発進させ、早く安定軌道に乗せることが当面の重要な任務であろうと、そのように考えてございます。玉置連合長のご指導のもとに、まことに微力ではございますけれども、和歌山県後期高齢者医療制度の充実に向けまして、誠心誠意努力をもって職責を全ういたしたいと思っておりますので、どうかよろしくご指導、ご鞭撻賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でありますけれども就任のあいさつにさせていただきます。

ありがとうございました。

議長 続いて、奥田貢君。

〔副連合長 奥田 貢君 登壇〕

奥田副連合長 北山村の奥田でございます。

議長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま、私の副広域連合長の選任につきまして、皆様方の同意をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

今、私たちを取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。医療保険制度をはじめ社会福祉制度等、制度改革を含めて、非常に厳しい激動の時代を迎えております。このようなときに、副広域連合長という大役を仰せつかりましたこと、まことに身に余る光栄であり、また身の引き締まる思いであります。今後は玉置広域連合長のご指導のもとに、誠心誠意努めてまいりたいと思っております。後期高齢者医療制度の充実に向けて、精一杯頑張りたいと思っております。議員の皆様におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、一言ごあいさつをさせていただきます。今後ともよろしくお願いたします。ありがとうございました。

議長 ありがとうございました。

次に、日程第10、「承第1号から承第24号」までの広域連合長専決処分事項の承認を求めることについての24件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、玉置三夫君。

〔連合長 玉置三夫君 登壇〕

連合長 ただいま上程されました議案は、専決処分の承認を求めることについて24件で

ざいまして、その概要についてご説明申し上げます。

条例に関するものが22件、予算に関するもの1件、その他1件でございますが、本年2月1日に県内の全市町村により広域連合が設立したことに伴い、和歌山県後期高齢者医療広域連合の事務所の位置を定める条例ほか、21件の条例について専決処分したものであります。承第23号の「和歌山県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について」は、広域連合の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせるため、金融機関を指定するものであります。

承第24号の「平成18年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算」は、広域連合設立に伴い、当初予算の議決をいただくまでの間の業務に支障を来たさないように、人件費や維持管理などの義務的経費を暫定予算として専決処分したものであります。

以上、提案いたしました議案についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局から説明いたさせたいと思いますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 次に、事務局長、平野博章君。

〔事務局長 平野博章君 登壇〕

事務局長 それでは、承第1号から承第24号まで一括してご説明申し上げます。

24件の「専決処分の承認を求めることについて」は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、ご承認をお願いするものです。

ナンバー1の議案書をお願いいたします。ページは、1ページから133ページとなっております。1ページをお願いいたします。

承第1号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合の事務所の位置を定める条例」の専決でございますが、本条例は、地方自治法第4条第1項の規定により、事務所の位置を「和歌山市吹上2丁目1番22号」と定めてございます。

次に、3ページをお願いいたします。

承第2号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例」の専決でございますが、本条例は、地方自治法第4条第2項の規定により、広域連合の休日を「日曜日及び土曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日・12月29日から1月3日までの日」と定めてございます。

次に、5ページをお願いいたします。

承第3号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合公告式条例」の専決でございますが、本条

例は、地方自治法第16条第4項の規定により、条例の公布及び規則等の公表の記入事項や署名、また、公布・公表の掲示する場所を広域連合事務所の掲示板と定めてございます。

次に、7ページをお願いします。

承第4号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員条例」の専決でございますが、本条例は、地方自治法第202条の規定により、監査等の通知及び結果の報告、公表等の広域連合監査委員に関し必要な事項を定めてございます。

次に、9ページをお願いします。

承第5号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例」の専決でございますが、本条例は、地方自治法第158条第1項の規定により、事務局の設置、事務局に総務課・業務課を置く、また、総務課・業務課等の事務分掌を定めてございます。

次に、11ページをお願いいたします。

承第6号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合行政手続条例」の専決でございますが、本条例は行政手続法第46条の規定により、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益に資することを目的として、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、必要な事項を定めてございます。

次に、21ページをお願いします。

承第7号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例」の専決でございますが、本条例は行政機関の保有する情報の公開に関する法律第26条の規定により、広域連合が保有する公文書の開示請求権・開示義務・開示決定・不服申し立てを行う審査会への諮問等の必要な事項を定めてございます。

次に、29ページをお願いします。

承第8号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例」の専決でございますが、本条例は、個人情報の保護に関する法律第5条の規定により、広域連合が保有する個人情報の開示請求の権利及び開示義務、罰則等の必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的に定めてございます。

次に、41ページをお願いします。

承第9号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合個人情報公開・個人情報保護審査会条例」の専決でございますが、本条例は先でご説明いたしました承第7号並びに承第8号の情報公開条例及び個人情報保護条例に基づき、不服申し立てに関し、実施機関の諮問に応じて審議及び答申することにより、情報公開制度及び個人情報制度の公平かつ適正な運営を推進する

ための審査会の設置を定めてございます。

次に、45ページをお願いします。

承第10号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会設置条例」の専決でございますが、本条例は、地方公務員法第7条第3項の規定により、職員の勤務条件に関する措置の要求の審査、判定や職責に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する裁決または決定等を行う公平委員会を設置するため、定めてございます。

次に、47ページをお願いします。

承第11号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例」の専決でございますが、本条例は、地方自治法第172条第3項の規定により、事務局職員の定数を13人と定めてございます。

次に、49ページをお願いします。

承第12号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例」の専決でございますが、本条例は、地方公務員法第28条の2第2項の規定により、国の職員につき定められている定年を基準として、60歳と定めてございます。

次に、51ページをお願いします。

承第13号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の専決でございますが、本条例は、地方公務員法第28条第3項の規定により、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めてございます。

なお、市町村の派遣職員につきましては、派遣協定によりこの条例を適用せず派遣元の市町村の条例を適用します。

次に、53ページをお願いします。

承第14号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」の専決でございますが、本条例は、地方公務員法第29条第4項の規定により、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めてございます。

なお、市町村の派遣職員につきましては、派遣協定によりこの条例を適用せず派遣元の市町村の条例を適用します。

次に、55ページをお願いします。

承第15号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例」の専決でございますが、本条例は、地方公務員法第31条の規定により、職員のサービスの宣誓に関し必要

な事項を定めてございます。

次に、58ページをお願いします。

承第16号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」の専決でございしますが、本条例は、地方公務員法第35条に職務に専念する義務が定められておりまして、この職務に専念する義務の特例、いわゆる職務等の免除について、必要な事項を定めてございます。

次に、60ページをお願いします。

承第17号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の専決でございしますが、本条例は地方公務員法第24条第6項の規定により、職員の勤務時間は週40時間とし、1日8時間とすることや休日及び休暇に関し必要な事項を定めてございます。

なお、市町村の派遣職員の休暇の日数や休暇の種類については、派遣協定により、派遣元の市町村の条例を適用します。

次に、66ページをお願いします。

承第18号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例」の専決でございしますが、本条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項等の規定により、職員が3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで育児休業をすることができますが、育児休業をすることができない職員、再度の育児休業をすることができる特別の事情、職務復帰後における給与等の取扱など必要な事項を定めてございます。

次に、70ページをお願いします。

承第19号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の専決でございしますが、本条例は、地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定により、議会議員や臨時職員の2月と3月の2カ月間の公務災害に対応するもので、議案第8号の「和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合への加入について」がご賛同いただきましたら、加入が4月1日となりますので、この専決条例は3月31日で失効となり、効力がなくなることになります。

次に、84ページをお願いします。

承第20号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合の広域連合長等の報酬及び費用弁償等に関する条例」の専決でございしますが、本条例は地方自治法第203条第5項の規定により、議会議員、特別職、各行政委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めてございます。

次に、87ページをお願いします。

承第21号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員の給与等に関する条例」の専決でございますが、本条例は地方公務員法第24条第6項の規定により、職員の給料、各種手当等の支給に関し必要な事項を定めてございます。

なお、市町村の派遣職員の給料及び手当等については、派遣協定により、派遣元の市町村の条例を適用します。

次に、104ページをお願いします。

承第22号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例」の専決でございますが、本条例は地方自治法第204条第3項の規定により、職員等に支給する旅費の種類及び額、旅費の計算方法、旅費の支給手続等旅費の支給に関し、必要な事項を定めてございます。

次に、114ページをお願いします。

承第23号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について」の専決でございますが、本指定は、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、一つの金融機関を指定して、広域連合の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるため、県内の多くの市町村の指定金融機関でございます「紀陽銀行」を指定いたしました。

次に、115ページをお願いします。

承第24号、「平成18年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計暫定予算」でございますが、本暫定予算につきましては、本年2月1日に広域連合が設立したことに伴いまして、地方自治法施行令第2条の規定に基づき、本予算が設立するまでの間に必要な収支につきまして、暫定予算を調整するとともに、2月1日から予算執行の必要がありましたので、2月1日付で広域連合長による専決処分をしたものでございます。

暫定予算は、本来の通年予算が設立するまでの間、いわゆるつなぎの予算でございますので、期間は2月1日から3月30日までの約2カ月間としておりまして、本予算が設立したときは、本予算に吸収されることとなります。また、この暫定予算には、約2カ月間に必要となる人件費や事務所の維持管理費など経常的な義務的経費を計上しています。主な内容につきましては、議会の開会が3月30日となったため、予算額や内容は本予算と全く同じとなりますので、「議案第10号平成18年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」で、ご説明させていただきますので、ここでは省略させていただきますのでご了承賜りたいと存じます。

それでは、116ページをお願いします。

平成18年度和歌山県後期高齢者医療広域連合の一般会計の暫定予算は、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,800万2,000円と定めてございます。歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、117ページの第1表の歳入歳出暫定予算をご参照いただきたいと思います。

本暫定予算の歳出に要する財源といたしましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第17条に規定されております県内30市町村の共通経費の負担金及び諸収入をもって充てています。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。なお、質疑の際は、承番号と質疑箇所のページをお示してください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 なければ、これをもって承第1号から承第24号までの24件に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 なければ、これをもって討論を終結し、承第1号から承第24号までの24件までを一括して採決いたします。

この24件は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、承第1号から承第24号までの24件はいずれも承認することに決定いたしました。

この際、2時35分まで休憩といたします。

午後2時27分 休憩

午後2時35分 再開

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第11議案、第4号から日程第18議案第11号までの8議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、玉置三夫君。

〔連合長 玉置三夫君 登壇〕

連合長 ただいま上程されました議案第4号から議案第11号について、ご説明申し上げます。

恐縮でございますが、議案書ナンバー1の134ページをお願いいたします。

議案第4号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例の制定について」ご説明いたします。

本条例は、地方自治法第292条において準用する同法第102条第2項の規定により、議会の定例会の回数を定める条例の制定でございます。

この第102条第2項には、「定例会は、毎年4回以内において条例で定める回数、これを招集しなければならない」と規定されておりますので、税の回収機構や他の都道府県の状況を踏まえ、2回と定めてございます。時期は、2月と7月に開会したいと考えております。

次に、136ページをお願いいたします。

議案第5号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について」ご説明します。

本条例は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、制定する条例でございます。この条例につきましては、地方公務員法第58条の2で「任命権者は、条例の定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員の任用、給与、勤務時間、その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない」と規定されておりますので、これら法の定めに基づき提出するものでございます。

次に、139ページをお願いいたします。

議案第6号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合財政状況の作成及び公表に関する条例の制定について」ご説明いたします。

本条例は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、制定するものでございます。この条例につきましては、地方自治法第243条の3第1項で「普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年2回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない」と規定されておりますので、これら法の定めに基づき提出するものでございます。

なお、公表の時期は5月及び11月と定めてございます。

次に、141ページをお願いいたします。

議案第7号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例の制定について」ご説明いたします。

本条例は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、制定するものでございます。この条例につきましては、同法第96条第1項第5号で「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること」。また、同法第8号で「前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること」と規定されておりまして、この政令の基準で「予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負及び予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売り払い、又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする」と規定されておりますので、これら法の定めに基づき提出するものでございます。

次に、143ページをお願いいたします。

議案第8号、「和歌山県後期高齢者医療広域連合財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本条例は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、制定するものでございます。この条例につきましては、同法第237条第2項で「第238条の4第1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例または議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない」と規定されておりますので、これら法の定めに基づき提出するものでございます。

次に、146ページをお願いいたします。

議案第9号、「和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合への和歌山県後期高齢者医療広域連合の加入について」ご説明いたします。

本条例は、地方自治法第286条第1項の規定により、平成19年4月1日から和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合への和歌山県後期高齢者医療広域連合の加入することについて、議会の議決を求めるものでございます。

この加入につきましては、広域連合議会の議員や監査委員・公平委員・選挙管理委員・臨時職員等の公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する制度を有する和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合へ加入することにより、福祉の向上を図るため提出するものでございます。

なお、規約につきましては、147ページから151ページをご参照くださいませ。

次に、152ページをお願いいたします。

議案第10号、「平成18年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきましてその概要をご説明申し上げます。

広域連合が2月1日に設立され、広域連合議会が3月30日の開会となったため、専決処分いたしました暫定予算と本予算が全く同じ予算となっております。この予算は、広域連合が設立された2月1日から18年度の年度末の3月31日までの2カ月間に必要となる人件費や事務所の維持管理などの経常的な義務的経費を計上しています。

今回の予算に要する財源といたしましては、県内30市町村の共通経費の負担金及び諸収入をもって充てております。

次に、170ページをお願いいたします。

議案第11号、「平成19年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきましてその概要をご説明申し上げます。

今回の当初予算額は、4億7,439万5,000円で、歳出の主なものを申し上げますと、広域連合と30市町村のシステム構築に伴う関係予算と事務所借料や派遣職員給与等負担金等でございます。当初予算に要する財源といたしましては、県内30市町村の負担金、国庫補助金、繰越金、諸収入をもって充てることにしております。

以上、提案いたしました議案についてご説明申し上げましたが、議案第10号の平成18年度予算及び議案第11号の平成19年度の予算につきましては、事務局から説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 次に、事務局長、平野博章君。

〔事務局長 平野博章君 登壇〕

事務局長 それでは、「平成18年度一般会計」及び「平成19年度一般会計」について、説明させていただきます。

議案書ナンバー1の152ページをお願いします。

平成18年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,800万2,000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。歳入予算の内容につきましては、153ページに款項ごとに計上しています。

歳入の主なものは、分担金及び負担金で、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の第17条に定めております30市町村の共通経費の負担金1,800万円となっております。各市町村の負

担割合は、均等割10%、後期高齢者人口割45%、人口割45%でございます。

諸収入2,000円は、貯金利子1,000円と雑入1,000円は費目とりでございます。

以上で、歳入の説明は終わらせていただきます。

続いて、歳出の説明に入らせていただきます。

2月1日から3月31日の2カ月分の広域連合の運営経費を計上してございます。

160ページをお願いします。

議会費の107万円につきましては、議員31人分の報酬と費用弁償、また議会の会場借り上げなどが主なもので、議会活動及び運営に要する経費を計上いたしております。

次に、161ページから163ページに総務費の一般管理費1,616万1,000円を計上しています。

節ごとに説明いたします。

161ページ、報酬の1万5,000円につきましては、広域連合長及び副広域連合長の4人分の報酬でございます。職員手当等の47万6,000円につきましては、広域連合で支払う派遣職員の地域手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当等でございます。

共済費の3万3,000円は、臨時職員1人分の社会保険料等及び職員の地方公務員災害補償基金負担金でございます。賃金の22万4,000円につきましては、臨時職員1人分の賃金でございます。なお、特別職及び一般職等の給与費明細書につきましては、167ページから169ページをご参照ください。

旅費の37万5,000円につきましては、広域連合長及び副広域連合長、職員等の旅費でございます。交際費は2万円をお願いしてございます。

次に、162ページの需要費の58万円につきましては、コピー用紙や事務用品の消耗品費、印刷製本費、パソコンの修理、燃料費等でございます。

役務費の134万円につきましては、事務連絡用郵便料金、事務所の電話料金、公用車の任意保険料等でございます。

委託料25万円につきましては、広域連合の財務会計システム保守及び事務所のパソコン・サーバー等の保守委託料でございます。

使用料及び賃貸料の105万5,000円につきましては、市町村担当課長及び担当者の会議の使用料、日赤会館9階の事務所借上料、公用車リース料、指定金融機関のファームバンキングの使用料等でございます。

次に、163ページの負担金補助及び交付金1,179万3,000円は職員等の研修負担金2万円、市町等より派遣されています10人分の派遣職員給与等負担金1,152万3,000円、事務所電気代負

担金25万円でございます。

次に、164ページの広域連合長選挙費の4万5,000円につきましては、選挙業務執行に伴う事務消耗品費及び会場借上料でございます。広域連合議会議員選挙費の1万5,000円につきましては、選挙業務執行に伴う事務消耗品費及び通信連絡費でございます。

次に、165ページの監査委員費の1万1,000円につきましては、監査委員報酬及び事務消耗品費でございます。

166ページの予備費は、70万円を計上いたしております。

次に、平成19年度一般会計予算を説明させていただきます。

170ページをお願いいたします。

平成19年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億7,439万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為がすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるもので、内容につきましては、173ページに記載のとおりでございます。なお、翌年度以降にわたります支出予算額等に関するものは、193ページをご参照ください。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借り入れの最高額は、1億円と定めるものです。歳入予算の内容につきましては、171ページに款項ごとに計上していますが、歳入を目及び節ごとに説明いたします。

176ページをお願いいたします。

市町村負担金につきましては、30市町村の共通経費の負担金で、4億6,700万円となっております。

177ページをお願いします。

民生費国庫補助金につきましては、広域連合の電算システム構築に伴うサーバ室の改修工事費の補助金でございます。改修工事費の2分の1の補助金として700万円を計上していません。

178ページをお願いいたします。

繰越金1,000円は費目とりでございます。

179ページをお願いいたします。

諸収入の預金利子1,000円は費目とりでございます。

180ページをお願いします。

雑入につきましては、広域連合へ60キロ以上離れた市町村から派遣される職員に広域連合が提供する官舎の3人分の自己負担分36万円と臨時職員3人分の雇用保険料自己負担分3万2,000円でございます。

以上で、歳入の説明を終わりにして、続いて歳出の説明に入らせていただきます。

181ページをお願いします。

議会費の339万2,000円につきましては、議員31人分の報酬と費用弁償、また議会の会場借り上げなどが主なもので、議会活動及び運営に要する経費を計上しております。

次に、182ページから185ページまでの総務費の一般管理費につきましては、4億6,857万8,000円を計上してございます。

182ページをお願いします。

節ごとに説明いたします。

報酬の29万4,000円につきましては、広域連合長及び副広域連合長の4人分の報酬と情報公開・個人情報保護審査会委員3人分の報酬を計上してございます。

職員手当等の487万2,000円につきましては、13人分の派遣職員の地域手当、通勤手当、時間外勤務手当等でございます。派遣職員の各種手当の支給については、派遣元の市町村との協定書に基づき、広域連合が支給することになってございます。なお、どちらで負担するにしても、派遣職員の給与等は広域連合が全額負担することになります。

共済費の55万7,000円の主なものにつきましては、臨時職員3人分の社会保険料及び厚生年金保険44万6,000円等でございます。

賃金の403万2,000円につきましては、3人分の臨時職員の賃金でございます。なお、特別職及び一般職等の給与費明細書につきましては、190ページから192ページをご参照ください。

183ページをお願いします。

旅費の157万1,000円につきましては、広域連合の保健事業の研究のため、30市町村から保健師及び事務職員15人を委嘱して、調査研究をしていくため費用弁償6回分45万円、広域連合長及び副広域連合長と職員13人分の旅費112万1,000円です。

交際費につきましては、10万円をお願いしてございます。

需要費につきましては、846万9,000円計上しています。

内訳は、消耗品費318万円は、コピー用紙等使用料96万円、事務用品として60万円、国保実

務購読料 6 万円、保険証カバー156万円です。食料費 3 万円は、会議用及び来客用お茶代です。印刷製本費495万6,000円は、広域計画冊子10万円、後期高齢者医療制度周知のためのパンフレット類378万円、医療機関用周知ポスター39万4,000円、減額認定証64万1,000円、特定疾病療養受給証 4 万1,000円でございます。

施設修繕料12万円は、事務所修繕料です。器具修繕料 5 万円は、事務所のパソコン等の修繕料でございます。車両燃料13万3,000円は、公用車のガソリン代でございます。

役務費は2,726万8,000円を計上してございます。

内訳は、通信費2,719万5,000円は、事務連絡用郵便料24万円、電話料金・FAX・インターネット使用料及び財務会計システム回線使用料等685万9,000円、広域連合システムと30市町村へ調達分との専用回線使用料及び接続費用2,009万6,000円でございます。手数料 4 万3,000円は、メールサーバー設定登録手数料・指定金融機関総括事務取扱手数料・臨時職員健康診断手数料でございます。車両保険料 3 万円は、公用車の任意保険料でございます。

次に、委託料 2 億4,459万3,000円につきましては、財務会計システム保守委託料63万円、広域連合の情報発信のためのインターネット業務委託料108万4,000円、パソコン等保守委託料118万2,000円です。

184ページをお願いします。委託料の続きでございます。

カード型の被保険者証の打ち出し及び発送作業委託料509万9,000円、広域連合システム情報のバックアップデータの保管委託料 6 万円、事務所の窓ガラス等の清掃委託料 7 万円、広域連合及び30市町村の電算機器のインストール・システム構築作業費・ネットワーク構築費用等 1 億7,263万5,000円、広域連合のシステムの運用委託料1,500万円、広域連合及び30市町村調達分の電子機器及びソフトの保守委託料4,852万3,000円、サーバ室改修工事設計委託料10万円、例規追録手数料21万円でございます。

次に、使用料及び賃貸料6,741万9,000円につきましては、担当者及び課長会議等の会場借料21万円、広域連合の官舎 3 室分の借料の家賃・敷金・礼金等の270万円、日赤会館 9 階の事務所約181㎡の賃貸料489万2,000円、公用車リース料の車両借料54万円、公用車及び来客用駐車場 2 台分の賃貸料30万3,000円、テレビ聴視料はNHKの受信料 1 万5,000円、高速料金通行料 7 万5,000円でございます。

185ページをお願いします。使用料及び賃借料の続きでございます。

5 年リースとしております広域連合及び30市町村調達分の電子機器及び付属器具の借上料 5,835万6,000円、指定金融機関のファームバンキングのソフト使用料 1 万3,000円、通信ネ

ットワーク使用料31万5,000円でございます。

次に、工事請負費1,400万円につきましては、広域連合の電算システム構築に伴うサーバ室の改修工事で、工事内容は、電源設備・空調設備・入室管理設備工事等でございます。なお、工事明細表につきましては、194ページをご参照ください。

備品購入費の40万円につきましては、事務用備品購入費でございます。負担金補助及び交付金の9,500万3,000円につきましては、研修会負担金8人分の8万円、市町村の派遣職員給与等の13人分の負担金9,262万3,000円、事務所電気代負担金230万円です。

公平委員会費の13万9,000円につきましては、3人分の委員の報酬9万円、共済費の非常勤職員公務災害補償組合負担金4,000円、旅費の費用弁償4万5,000円でございます。

186ページをお願いします。

選挙費の広域連合議会議員選挙費1万3,000円につきましては、本年は統一選挙の年になってございまして、4月1日以降12市町村で議会議員選挙がございます。このため、広域連合議会議員の選出の必要経費として、需要費1万円、役務費の郵送料3,000円を計上してございます。

187ページをお願いします。

監査委員費の27万3,000円につきましては、2人分の監査委員報酬12万円、共済費の非常勤職員公務災害補償組合負担金3,000円、旅費の費用弁償15万円でございます。

188ページをお願いします。

公債費の利子50万円につきましては、広域連合の運営上、一時借り入れが必要となる場合がありますので計上してございます。

189ページをお願いします。

予備費につきましては、150万円をお願いするものでございます。

以上で、一般会計予算の説明を終わります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、質疑の際は、議案番号と質疑箇所のページをお示しくください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 質疑なしと認めます。

「議案第4号から議案第11号」までの8件に対する質疑を終結いたします。

議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 討論を終結します。

「議案第4号から議案第11号」までの8件を一括して採決いたします。

この8件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、「議案第4号から議案第11号」までの8件は、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長 次に、日程第19、議案第12号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、黒原章至君の退場を求めます。

〔黒原章至君退席〕

議長 監査委員を選任することについて提出者の説明を求めます。

広域連合長、玉置三夫君。

〔連合長 玉置三夫君 登壇〕

連合長 ナンバー2の議案書7ページをお願い申し上げます。

ただいま上程されました議案第12号は、「広域連合の監査委員の選任につき議会の同意を求めるもの」でございます。

和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の第16条に基づき、広域連合議会議員のうちから監査委員に、黒原章至議員を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。なお、広域連合議員のうちから選任される者にとっては広域連合議員の任期によることとなります。

住所、生年月日でございますが、海南市阪井224番地85、昭和39年4月19日生まれ、42歳でございます。

何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより、「議案第12号」を直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

これより採決に入ります。

「議案第12号」は、黒原章至君に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、「議案第12号」は、これに同意することに決定いたしました。

議長 次に、日程第20、議案第13号「和歌山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。監査委員を選任することについて提出者の説明を求めます。

広域連合長、玉置三夫君。

〔連合長 玉置三夫君 登壇〕

連合長 ナンバー2の議案書9ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案第13号は、「広域連合の監査委員の選任につき議会の同意を求めるもの」でございます。

和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の第16条に基づき、識見を有する者のうちから監査委員に、貴志仁氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。なお、識見を有する者のうちから選任する監査委員の任期は、4年となっております。

住所、生年月日でございますが、和歌山市今福5丁目3番15号、昭和12年12月12日生まれ、69歳。元和歌山県国民健康保険団体連合会の事務局長でございます。

何とぞご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 これから、「議案第13号」を直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

これより採決に入ります。

「議案第13号」は、貴志仁君に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、「議案第13号」は、これに同意することに決定いたしました。

ここで、黒原章至君及び貴志仁君の入場を求めます。

〔黒原章至君、貴志 仁君着席〕

議長 ただいま監査委員の黒原章至君及び貴志仁君から発言を求められていますので、これを許可します。

まず、黒原章至君。

〔3番 黒原章至君 登壇〕

黒原議員 一言ごあいさつを申し上げます。

このたび監査委員として、広域連合長の選任を受けるにあたって、議会の同意を賜りました。心から深く感謝いたしますとともに、厚く御礼申し上げます。

この上は、監査委員として誠心誠意努力してまいる決意でございます。どうか今後なお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

議長 続いて、貴志仁君。

〔代表監査委員 貴志 仁君 登壇〕

代表監査委員 貴志でございます。

議長さんのお許しを得まして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび監査委員として、広域連合長の選任を受けるにあたりまして、ただいま議会の同意を賜りましたこと、心から深く感謝申し上げます。

さて、監査でございますが、私も初めてでございます。しかし、誠心誠意職務を遂行してまいりたいと存じます。今後は議員の皆様方、また広域連合当局の皆様方にご指導、ご鞭撻をいただきながら進めてまいる所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

まことに簡単でございますが、あいさつとさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

議長 次に、日程第21、議案第14号「和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。公平委員会委員を選任することについて提出者からの説明を求めます。

連合長、玉置三夫君。

〔連合長 玉置三夫君 登壇〕

連合長 恐れ入ります。ナンバー2の議案書11ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案第14号は、「和歌山県後期高齢者医療広域連合の公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めるもの」でございます。

地方公務員法第9条の2第2項の定めにより、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し見識を有する者のうちから公平委員会委員に、中村正氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

住所、生年月日でございますが、岩出市西国分342番地、昭和20年7月22日生まれ、62歳。和歌山県国民健康保険団体連合会常務理事でございます。

何とぞご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、公平委員会の委員の任期は、本来4年でございますが、広域連合設立後、最初に選任される委員の任期につきましては、地方公務員法附則第5項の規定により、広域連合長がくじで1人は4年、1人は3年、1人は2年と定めることになっておりますので、ご同意賜りましたならば、選任時に決定いたしたいと存じます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

議長 これから、「議案第14号」を直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

これより採決に入ります。

「議案第14号」は、中村正君に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、「議案第14号」は、これを同意することに決定いたしました。

次に、日程第22、議案第15号「和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。公平委員会委員を選任することについて提出者から提案理由の説明を求めます。

連合長、玉置三夫君。

〔連合長 玉置三夫君 登壇〕

連合長 議案書ナンバー2の13ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案第15号は、「広域連合の公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めるもの」でございます。

地方公務員法第9条の2第2項の定めにより、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し見識を有する者のうちから公平委

員会委員に、小川誠二氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

住所、生年月日でありますが、和歌山市吉田323番地、昭和20年9月7日生まれ、62歳。和歌山県市長会事務局長でございます。

何とぞご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 これから、「議案第15号」を直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

これより採決に入ります。

「議案第15号」は、小川誠二君に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、「議案第15号」は、これを同意することに決定いたしました。

次に、日程第23、議案第16号「和歌山県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。公平委員会委員を選任することについて提出者から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、玉置三夫君。

〔連合長 玉置三夫君 登壇〕

連合長 議案書ナンバー2の15ページをお願い申し上げます。

ただいま上程されました議案第16号は、「広域連合の公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めるもの」でございます。

地方公務員法第9条の2第2項の定めにより、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し見識を有する者のうちから公平委員会委員に、貴志治氏を選任いたしたく、同意をお願いするものであります。

住所、生年月日でありますが、和歌山市栄谷302番地、昭和19年1月8日生まれ、63歳。和歌山県町村会事務局長でございます。

何とぞご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 これから、「議案第16号」を直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

これより採決に入ります。

「議案第16号」は、貴志治君に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、「議案第16号」は、これを同意することに決定いたしました。

議長 次に、日程第24、「和歌山県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の委員及び補充員」の選挙を行います。本件については地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長により指名推進の方法にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、議長の指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、指名の方法は議長において指名することに決定いたしました。

これより、選挙管理委員会の委員について、お手元に配布いたしております名簿のとおり指名いたします。

和歌山市秋月138番地、岩城茂君、和歌山市内原1321番地、武田典也君、海南市鳥居203番地、柳瀬茂君、海南市溝ノ口21番地、山本皓史君。

以上のとおりであります。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4人の諸君を選挙管理委員会委員の当選人に定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました岩城茂君、武田典也君、柳瀬茂君、山本皓史君、以上、4人の諸君が、選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員について、お手元に配布しております名簿のとおり指名をいたします。

なお、補充の順位につきましては、指名の順位により定めたいと思います。

和歌山市秋月566番地の5、筒井敏郎君、海南市下津町丸田21番地3、岩崎實君、和歌山市神前37番地の62、岡崎忠彦君、海南市下津町市坪290番地、坂口博之君。

以上のとおりであります。

お諮りします。

ただいま指名いたしました4人の諸君を選挙管理委員会委員補充員の当選人に定め、補充の順序は指名の順序のとおり定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました筒井敏郎君、岩崎實君、岡崎忠彦君、坂口博之君、以上4人の諸君が、選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

お諮りいたします。

本臨時会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、議会会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、今臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

今臨時会は、和歌山県後期高齢者医療広域連合設立後最初の議会として、本日開会され、議員各位のご精励とご協力により、ここに議会の構成も完了いたし、滞りなく閉会の運びとなりましたことを深く感謝申し上げます。

本県の後期高齢者医療制度の運営につきまして、本議会の果たす役割は非常に大きいもの

があると存じます。今後議員各位には一層のご自愛を賜り、新たな医療保険制度の充実に向け、より一層ご活躍されるよう、心からご祈念申し上げ、ごあいさつといたします。

次に、広域連合長から本臨時会の閉会にあたり、あいさつがあります。

広域連合長、玉置三夫君。

〔連合長 玉置三夫君 登壇〕

連合長 平成19年3月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日開会いたしました臨時会も、議員の皆様方のご理解とご協力をいただく中で、無事終了することができました。

今臨時会は、広域連合が設立して最初の議会ということで、正副議長の選出をはじめとする議会の体制づくりや広域連合の本予算や当初予算等の審議、さらに副広域連合長や各行政委員会委員の選任等々、広域連合のスタートに非常に重要な案件、議案が山積みする中での臨時会でございましたが、議員各位におかれましては終始にわたって、熱心にご審議をいただき、提出してありました諸議案につきましても原案のとおりご賛同を賜りましたことに、この場をおかりいたしまして、厚くお礼申し上げる次第でございます。

物事を成し遂げるためには、幾つかの重要な要素があるといつも思っております。その中でも特に「人の和」、すなわち人と人との信頼関係や協力関係が最も大切ではないかと思えます。広域連合が設立して、早2カ月が経過いたしますが、議会、広域連合当局ともその体制が整い、また広域連合の予算も成立して、ようやく最初の第一歩を踏み出すことができました。もちろん、さまざまな課題を抱えての船出であり、今後厳しい状況に直面し、翻弄されることも多々ございましょうが、いずれの場合においても、「人の和」を大切にし、議会と広域連合当局、市町村と広域連合との信頼関係、協力関係の醸成を第一に考えながら、公正不偏を基本として、これからの広域連合の運営に全力を傾けてまいる所存でございます。

議員各位におかれましては、今後ともより一層のお力添え、またご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会にあたってのお礼の言葉といたします。

本当にありがとうございました。

議長 これにて、平成19年3月30日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後3時38分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

臨時議長 中山 美輝夫

議長 森田 昌伸

署名議員 山下 久美子

署名議員 葛城 健也

